

施策	補助金名	事業内容	補助額	補助率	対象者	基本的な条件	必要書類
			(いずれか低い方の金額で1,000円未満の端数は切り捨て)				
U ー タ ー ン 支 援	①短期滞在費補助	宿泊費 レンタカー使用料金	2千円/1泊 以内 2千円/1人・1グループ	1/2	移住希望者	・2泊以上14泊以内 ・1申請につき3人分を限度(原則同一世帯者に限る) ・滞在の1週間前までに申請すること ・毎日移住を目的とする活動を行うこと ・宿泊料金のみ対象 (追加の料理、酒類、及びサービス料金を除く) ・活動をする際に利用するレンタカー等の使用料金	☐ 申請書 ☐ 香岐市Uターン促進短期滞在事業移住活動計画書 ☐ 香岐市Uターン促進短期滞在費補助金計算書 ☐ 活動予定表 ☐ 住民票(現住所地のもの) ※申請者全員分 ☐ 市税等の未納がない証明書(例:完納証明書、納税証明書等) ※申請者全員分 ☐ 誓約書 ●【活動後の提出書類】 ※活動終了後、30日以内に提出 ☐ 香岐市Uターン促進短期滞在事業移住活動補助金実績報告書 ☐ 香岐市Uターン促進短期滞在事業移住活動報告書 ☐ 香岐市Uターン促進短期滞在費補助金計算書 ☐ 請求書(香岐市補助金等交付規則様式第5号) ☐ 通帳の写し ☐ 領収書の写し
	②移住者住宅取得	(1)新築住宅取得 (土地の購入を含む)	250万円 以内	1/10	移住者 (Uターン者含む)	・転入日から5年以内に取得した住宅 (転入前に取得した住宅も含む) ・住宅を取得した日から1年以内に申請 ・転入前継続して3年以上市外に居住していた方 ・今後5年以上定住を誓約できる方 ・自己の居住の用に要するために新たに建築物を取得した方 ・相続または贈与等の取得対価を伴わない事由で取得した方を除く ・申請時に公務員である者及びその親族で転入前に同居していた者以外 ・転入後、地域の自治公民館に所属またはその意思がある方 ・転入後に同一世帯で同一の補助金の交付を受けていない方	☐ 香岐市移住者住宅等支援事業補助金交付申請書 ☐ 住民票(転入後の世帯全員分) ☐ 工事請負契約書または売買契約書等(取得に係る経費を明らかにできる書類)の写し ☐ 領収書またはこれに準ずる書類等(取得に係る経費の支払いが証明できる書類)の写し ☐ 登記事項証明書または(建築基準法に基づく)検査済証の写し(取得した住宅と土地に係るもの) ☐ 香岐市移住者住宅等支援事業補助金交付請求書 ☐ 誓約書 ☐ 通帳の写し ●【転入前住所地で取得する書類】 ☐ 戸籍の附票 (世帯全員分の転入前市外に継続して3年以上住民基本台帳に記録があったことが確認できる書類) ☐ 市税等の未納がない証明書(例:完納証明書、納税証明書等) ※転入後の世帯全員分
		(2)中古住宅 (土地の購入を含む)	100万円 以内	1/5		・転入日から5年以内に引き渡しを受けた住宅 (転入前に引き渡しを受けた住宅も含む) ・空き家/バンク以外の物件でも可 ・住宅の引き渡しを受けた日から1年以内に申請 ・転入前継続して3年以上市外に居住していた方 ・今後5年以上定住を誓約できる方 ・過去に人の居住の用に供されていた物件 ・申請時に公務員である者及びその親族で転入前に同居していた者以外 ・転入後、地域の自治公民館に所属またはその意思がある方 ・転入後に同一世帯で同一の補助金の交付を受けていない方	
		(3)改修・家財道具の 撤去費用	100万円 以内 (※中古住宅取得と併用 は可。但し、上限100万 円。) ○子育て世帯 については、中学生以下 の子供一人あたり20万円 を加算(但し、加算上限 100万円)	1/2		・転入日から5年以内に引き渡しを受けた住宅 (転入前に引き渡しを受けた住宅も含む) ・住宅の引き渡しを受けた日から1年以内に申請 ・転入前継続して3年以上市外に居住していた方 ・今後5年以上定住を誓約できる方 ・市の空き家バンクに登録されている売買及び賃貸物件の改修費を補助(所有者が空き家改修費補助を受けて登録している場合は不可) ・取得し、居住の用に供するために改修及び放置されていた家財道具の撤去に係る経費 ・申請時に公務員である者及びその親族で転入前に同居していた者以外 ・転入後、地域の自治公民館に所属またはその意思がある方 ・転入後に同一世帯で同一の補助金の交付を受けていない方	☐ 香岐市移住者住宅等支援事業補助金交付申請書 ☐ 住民票(転入後の世帯全員分) ☐ 工事請負契約書等(住宅改修等に要した経費を明らかにできる書類)の写し ☐ 賃貸契約書の写しまたは登記事項証明書 ☐ 改修前後の写真 ☐ 領収書またはこれに準ずる書類等(住宅改修等に要した経費の支払いが証明できる書類)の写し ☐ 香岐市移住者住宅等支援事業補助金交付請求書 ☐ 誓約書 ☐ 通帳の写し ●【転入前住所地で取得する書類】 ☐ 戸籍の附票 (世帯全員分の転入前市外に継続して3年以上住民基本台帳に記録があったことが確認できる書類) ☐ 市税等の未納がない証明書(例:完納証明書、納税証明書等) ※転入後の世帯全員分
	③移住費用支援	引越し費用の補助	20万円 以内	2/3		・転入日から1年以内に申請 ・転入前継続して3年以上市外に居住していた方 ・今後5年以上定住を誓約できる方 ・市外から本市へ移住する際の荷物運搬料及び交通費(燃料費など)に限る ※本市で給油した分の燃料費は対象外とする ・申請時に公務員である者及びその親族で転入前に同居していた者、同事業所間で転動してきた者以外 ・転入後、地域の自治公民館に所属またはその意思がある方 ・転入後に同一世帯で同一の補助金の交付を受けていない方	☐ 香岐市移住者住宅等支援事業補助金交付申請書 ☐ 住民票(転入後の世帯全員分) ☐ 領収書またはこれに準ずる書類等(移住する際に要した経費の支払いが証明できる書類)の写し ☐ 香岐市移住者住宅等支援事業補助金交付請求書 ☐ 誓約書 ☐ 通帳の写し ●【転入前住所地で取得する書類】 ☐ 戸籍の附票 (世帯全員分の転入前市外に継続して3年以上住民基本台帳に記録があったことが確認できる書類) ☐ 市税等の未納がない証明書(例:完納証明書、納税証明書等) ※転入後の世帯全員分
④移住者賃貸住宅 家賃支援	家賃補助	月1万2千円 以内	3/10	・転入日から1年以内に申請 ・転入前継続して3年以上市外に居住していた方 ・今後5年以上定住を誓約できる方 ・空き家/バンク登録物件・民間物件のどちらも可 ・申請から1年間補助 ・申請時に公務員である者及びその親族で転入前に同居していた者、同事業所間で転動してきた者以外 ・転入後、地域の自治公民館に所属またはその意思がある方 ・転入後に同一世帯で同一の補助金の交付を受けていない方	☐ 香岐市移住者賃貸住宅家賃補助金交付申請書 ☐ 住民票(転入後の世帯全員分) ☐ 賃貸借契約書の写し(当該賃貸住宅のもの) ☐ 住宅手当等の額が確認できる書類 ☐ 誓約書 ☐ 通帳の写し ●【転入前住所地で取得する書類】 ☐ 戸籍の附票 (世帯全員分の転入前市外に継続して3年以上住民基本台帳に記録があったことが確認できる書類) ☐ 市税等の未納がない証明書(例:完納証明書、納税証明書等) ※転入後の世帯全員分		

施策	補助金名	事業内容	補助額	補助率	対象者	基本的な条件	必要書類
			(いずれか低い方の金額で1,000円未満の端数は切り捨て)				
U タ ー ン 促 進	①島外通勤・通学者 交通費助成	交通費助成	毎日50万円/年 以内 週20万円/年 以内	—	市民 移住者	・沓岐市内に住所を有し、島外へ船舶等の交通機関を利用して通勤又は通学する者 ・月に2回以上帰島する者	☐ 島外通勤・通学者交通費助成金交付対象者認定申請書 ☐ 在職または在学証明書 ☐ 通勤手当支給額証明書 ☐ 国境離島島民割引カードの写し ☐ 住民票 ☐ 市税等の未納がない証明書(例：完納証明書、納税証明書等) ※学生の場合は不要
定 住 促 進	①空き家改修補助 (所有者向け)	空き家所有者の改修 補助	100万円 以内	1/2	空き家所有者	・空き家バンクに登録すること(登録予定のものでも可) ・事前申請時までに着工していない改修工事であること ・改修費及び家財道具処分費用の一部を補助 (ただし、外構、車庫、倉庫等の改修工事に要する経費は対象外) ・申請者1人当たり1回及び空き家1戸当たり1回に限り可	●事前申請(着工の20日前までに下記書類を提出) ☐ 沓岐市空き家バンク活用促進事業補助金交付申請書 ☐ 事業計画書 ☐ 見積書の写し ☐ 工事前の写真 ☐ 改修工事を行う者が建設業法の許可を受けた者であることを証する書類 ☐ 登記事項証明書(申請日前3か月以内に交付された土地と建物両方分) ※未登記である場合は、公課証明書または課税資産明細書で可 ☐ 住民票(世帯全員分) ☐ 市税等の滞納が無い旨の証明書(例：完納証明書、納税証明書等) ※世帯全員分 ●実績報告(工事終了後、速やかに下記書類を提出) ☐ 沓岐市空き家バンク活用促進事業実績報告書 ☐ 工事後の写真 ☐ 領収書の写し ☐ 請求書の写し(工事費用の内訳が明記されているもの) ☐ 沓岐市空き家バンク活用促進事業補助金交付請求書 ☐ 通帳の写し
	②中古住宅取得費用	中古住宅取得(土地 の購入を含む)	100万円 以内	1/5	市民	・居住用住居を有しない市民に中古住宅取得費等を補助 (空き家バンク登録物件以外も可) ・地域の自治公民館に所属またはその意思がある方 ・住宅の引き渡しを受けた日から1年以内に申請 ・申請時に公務員である者及びその親族で同居している者以外	☐ 沓岐市移住者住宅等支援事業補助金交付申請書 ☐ 住民票(転入後の世帯全員分) ☐ 売買契約書等(取得に係る経費を明らかにできる書類)の写し ☐ 領収書またはこれに準ずる書類等(取得に係る経費の支払いが証明できる書類)の写し ☐ 登記事項証明書または(建築基準法に基づく)検査済証の写し(取得した住宅と土地に係るもの) ☐ 市税等の滞納が無い旨の証明書(例：完納証明書、納税証明書等) ※世帯全員分 ☐ 沓岐市移住者住宅等支援事業補助金交付請求書 ☐ 誓約書 ☐ 通帳の写し
	③奨学資金償還補助金	奨学資金の返済補助	10万円/年度 以内 (ただし、3年間の通算補助上限額は30万円)	4月～翌年3月までの償還額の1/2	市民 移住者	・交付申請時点で沓岐市の住民基本台帳に登録され、生活の拠点を置いていること ・就労していること(就労先の所在地は問わない) ・奨学資金を自ら償還していること ・償還者本人及びその世帯員に市税等の滞納がないこと ・沓岐市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員でないこと ・国家公務員又は地方公務員でないこと(会計年度任用職員は除く) ・沓岐市に5年以上定住することを誓約できること ・申請から3年間補助 ・転入後、地域の自治公民館に所属またはその意思がある方 ・下記①～④の奨学資金の償還を行っている方 ①沓岐市奨学資金 ②公益財団法人長崎県育英会 ③独立行政法人日本学生支援機構 ④その他自治体等から借入れを行ったもの	●事前申請 ☐ 沓岐市定住促進奨学資金償還補助金申請書 ☐ 誓約書 ☐ 奨学資金を貸与した機関が発行する奨学資金の貸与総額及び償還計画が分かる書類 ☐ 学校等を卒業又は退学したことを証明する書類 ☐ 就労証明書 ☐ 住民票(本人分のみ) ☐ 市税等の滞納が無い旨の証明書(例：完納証明書、納税証明書等) ※世帯全員分 ●実績報告 ☐ 沓岐市定住促進奨学資金償還補助金実績報告書 ☐ 沓岐市定住促進奨学資金償還補助金交付請求書 ☐ 奨学金償還実績を証明できる書類 ☐ 通帳の写し

※中古住宅とは…築10年以上の物件

戸籍の附票…本籍地の役所で取得可能
市税等の未納が無い証明書…前年度の市税等を納めていた地域の役所で取得可能